

入札参加資格登録をされている皆様へ

大阪府住宅まちづくり部まちづくり戦略室タウン管理課

新たな「公共工事設計労務単価」等の適用について(お知らせ)

国土交通省より、令和2年3月から適用する新たな「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」が示されました。これに伴い、まちづくり戦略室タウン管理課が発注する案件については、原則として、下記のとおり新たな「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」を適用して予定価格を積算することとしましたので、お知らせします。

記

○工事請負契約及び委託契約(工事の積算基準による案件のみ)

令和2年3月16日以降に公告する案件から適用

○測量・建設コンサルタント等業務契約及び委託契約(設計業務委託等技術者単価を使用して積算する案件のみ)

令和2年3月1日以降に公告する案件から適用

なお、令和2年3月から適用する新たな「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」については下記ホームページにおいて公表しています。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/sekisankijyun.html>